

業務提供誘引販売取引（いわゆる「内職商法」「モニター商法」）

少しでも収入を増やしたいという消費者の心理につけ込んで「簡単な仕事で・・・」「モニターになれば格安で商品が購入できるのですぐに元が取れる」といって代理店料や登録料などを支払わせる商法です。

「勧誘時の説明のような収入が得られず、ローンの返済だけが残ってしまった」といったケースが多いです。

< 事例 1 >

4日前、「チラシ配り内職をしないか」という電話があった。

「有名ブランドの化粧品やバック、健康食品のチラシを配りそのチラシを見て商品を買ってくれる人がいたらマージンがもらえる」と説明され、資料を請求したところ、事務手数料50万円と月々の支払いが2万円必要なことがわかった。

月々の支払いは約2万円なので、月収5万円あれば儲かると言われたが信用できるか？

< 事例 2 >

着物を購入し、感想などを毎月提出すれば、その都度モニター料がもらえるとわれ、80万円のクレジット契約をした。モニター料は2回分支払われたが、その後は支払われず、業者と連絡が取れない。ローンだけが残っている。

【アドバイス】

事例1は、いわゆる「内職商法」と呼ばれるもので、自宅で簡単に収入が得られるといった広告で勧誘し、内職に必要と高額な契約をさせるものです。実際に仕事が与えられる保証はありません。

この事例では、自分の配布したチラシを見た人が商品を購入したかどうかは、自分では確認できません。また、報酬をもらうよりも先に手数料を支払わなければならない点に注意する必要があります。

事例2は、「モニター商法」と呼ばれ、モニターとしての謝礼で支払料金がまかなえると甘い言葉で勧誘し、商品の購入契約を迫る手口です。うまい話には裏があると注意しましょう。

特定商取引法では、次のことを規制しています。

契約内容を明記した書面交付の義務付け

広告への重要事項表示の義務付け、誇大広告禁止

不適切な勧誘の禁止

契約書面受領日から20日間はクーリングオフができる

先にお金を払わなければならないような仕事は警戒し、簡単に儲かる仕事はないと肝に銘じることです。